

交通政策審議会海事分科会船員部会
全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会 議事次第

令和元年8月19日(月)

13:30 ~ 15:00

3号館10階海事局第5会議室

1. 開 会

2. 議 事

議題1. 専門部会長の選任について

議題2. 内航鋼船運航業最低賃金を取り巻く状況について

議題3. 全国内航鋼船運航業最低賃金の改正について

3. 閉 会

全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会委員名簿
(敬称略、五十音順)

(公益を代表する委員)

庄司 るり 東京海洋大学学術研究院 海事システム工学部門教授

野川 忍 明治大学専門職大学院 法務研究科教授

(関係船員を代表する委員)

平岡 英彦 全日本海員組合 中央執行委員

和田 文男 全日本海員組合 国内局国内部長

(関係使用者を代表する委員)

青崎長太郎 全国海運組合連合会 理事

山本 廣 船主団体内航労務協会 専務理事・事務局長

配布資料一覧

資料1 交通政策審議会への諮問について

諮問第331号「船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金）の改正について」

資料2 全国内航鋼船運航業最低賃金（平成8年10月30日運輸省最低賃金公示第5号）

資料3 内航海運の概要及びこれまでの取組み

資料4 最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数

資料5 全国内航鋼船運航業船員賃金実態調査

資料6 全国内航鋼船運航業の最低賃金の改正状況

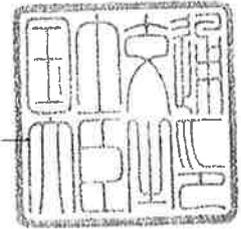
資料7 最低賃金の改正に係る参考資料

- ・ 内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）
- ・ 費目別、世帯人員別標準生計費（平成31年4月）
- ・ 消費者物価指数（10大費目）
- ・ 決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数
- ・ 地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額
- ・ 地域別最低賃金額改定の目安の推移
- ・ 地域別最低賃金額一覧
- ・ 給与勧告の実施状況等

国海員第 8 6 号
令和元年 7 月 8 日

交通政策審議会
会 長 古賀 信行 殿

国土交通大臣
石 井 啓



交通政策審議会への諮問について

最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 3 5 条第 7 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 3 3 1 号

船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金）の改正について

諮問理由

全国内航鋼船運航業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 5 号）、海上旅客運送業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号）を改正することについて、最低賃金法第 3 5 条第 7 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

全国内航鋼船運航業最低賃金

平成 8 年 10 月 30 日	平成 8 年運輸省最低賃金公示第 5 号
一部改正平成 9 年 10 月 31 日	平成 9 年運輸省最低賃金公示第 5 号
一部改正平成 10 年 11 月 2 日	平成 10 年運輸省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 13 年 11 月 1 日	平成 13 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 18 年 12 月 1 日	平成 18 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 20 年 12 月 1 日	平成 20 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 26 年 3 月 3 日	平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 26 年 11 月 20 日	平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 4 号
一部改正平成 27 年 12 月 2 日	平成 27 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 28 年 11 月 28 日	平成 28 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 29 年 12 月 8 日	平成 29 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 31 年 1 月 24 日	平成 31 年国土交通省最低賃金公示第 1 号

1 適用する地域

全国

2 適用する使用者

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 1 条に規定する船舶であって、国内各港間のみを航海する鋼船（次の各号に掲げるものを除く。）の船舶所有者（船員法第 5 条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

(1) はしけ

(2) 内航海運業法（昭和 27 年法律第 151 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる船舶

(3) 海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶

(4) 平水区域を航行区域とする船舶及び沿海区域を航行区域とする総トン数 100 トン未満の船舶

3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む職員（船長を含む。以下同じ。）及び部員

4 前項の船員に係る最低賃金額（月額）

(1) 職員 248,450 円

ただし、次の表の左欄に掲げる船舶職員養成施設の課程を修了した職員であって、当該課程修了後の勤務期間がそれぞれ同表右欄に掲げる期間に満たない者については、232,000 円とする。

海員学校（独立行政法人海員学校を含む。以下同じ。）本科	4 年 6 月
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程	
海員学校乗船実習科	4 年
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程乗船実習科	
海上保安学校本科	3 年 6 月
海員学校インターンシップ課程（本科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（本科）	
海員学校専修科	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校	

専攻科の課程	
海技大学校（独立行政法人海技大学校を含む。以下同じ。）海技士科（三級海技士（航海科、機関科）第四）	
海技大学校海上技術科（航海科、機関科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海、機関）	2年6月
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた商船高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）の課程	
海員学校インターンシップ課程（専修科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（専修科）	2年
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海専修、機関専修）	6月

(2) 部員 189,850円

ただし、海上経歴3年未満の部員については、180,550円とする。

この場合において、海上経歴を計算するときは、海員学校の専科、専修科、司ちゅう・事務科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科の卒業生については3年を、その他の海員学校の卒業生又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科の卒業生についてはその修業年限の期間を、船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程の卒業生については2年を、その他の高等学校卒業生については1年を、それぞれ海上経歴とみなす。

5 最低賃金に算入しない賃金

- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれらの労働に対応する部分の能率給、歩合給など
- (2) 夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金
- (3) 臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当など
- (4) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- (5) 1か月を超える期間毎に支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- (6) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（平成9年運輸省最低賃金公示第5号）

この公示は、平成9年11月30日から効力を生ずる。

附 則（平成10年運輸省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成10年12月2日から効力を生ずる。

附 則（平成13年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成13年12月1日から効力を生ずる。

附 則（平成18年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成18年12月31日から効力を生ずる。

附 則（平成20年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成20年12月31日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成26年4月2日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第4号）

この公示は、平成26年12月20日から効力を生ずる。

附 則（平成27年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成28年1月1日から効力を生ずる。

附 則（平成28年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成28年12月28日から効力を生ずる。

附 則（平成29年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成30年1月7日から効力を生ずる。

附 則（平成31年国土交通省最低賃金公示第1号）

この公示は、平成31年2月23日から効力を生ずる。

内航海運の概要及びこれまでの取組み

令和元年8月

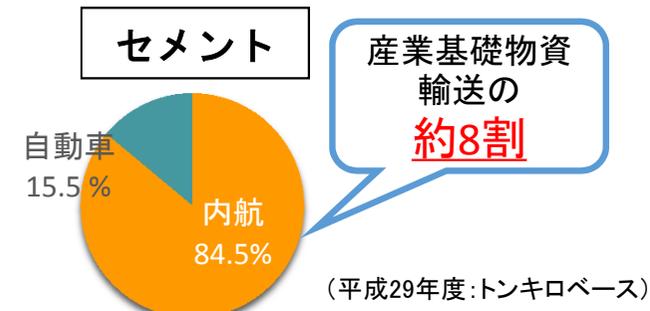
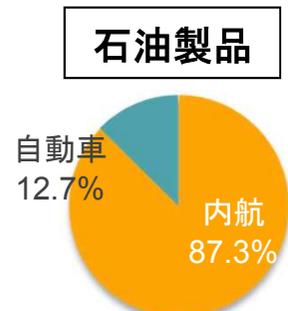
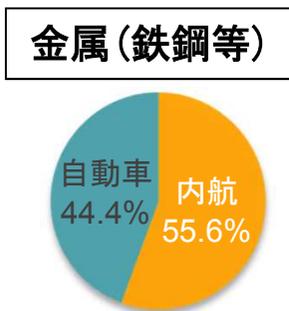
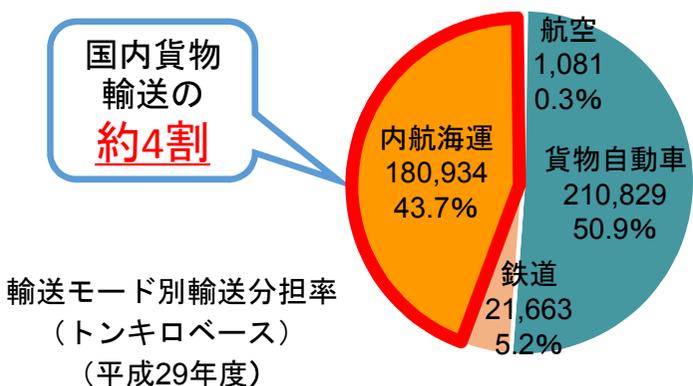
国土交通省海事局

- 1. 内航海運の果たしている役割 1 ~ 5
- 2. 内航海運業の概況 6 ~ 11
- 3. 関連施策の取組状況 12 ~ 18

1. 内航海運の果たしている役割

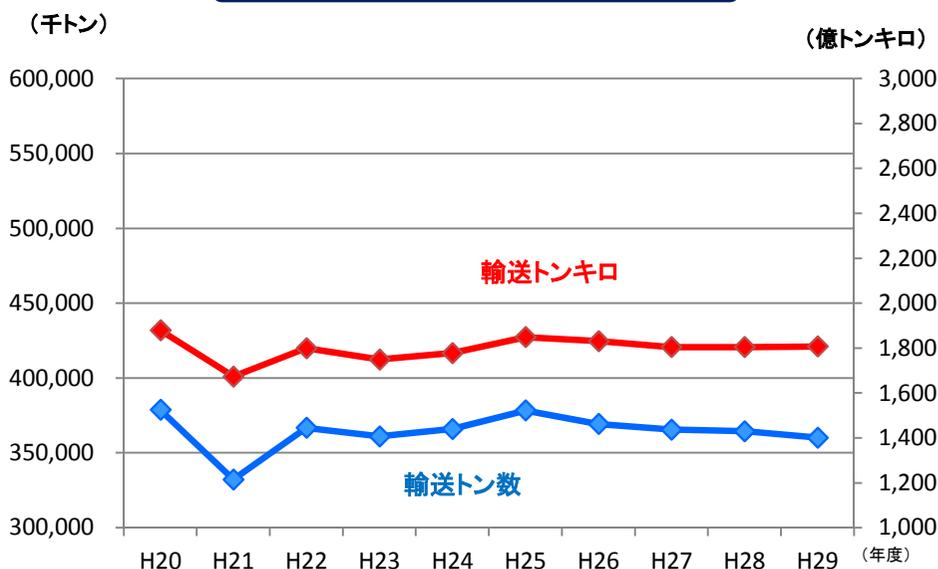
1-1 内航海運の現状

- 内航海運は、**国内貨物輸送全体の約4割**、**産業基礎物資輸送の約8割**を担う我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラである
- 内航貨物輸送量は、平成21年度はリーマンショックの影響で急激に減少したものの、それ以降はほぼ横ばいで推移
- 輸送品目別シェアは、**産業基礎物資が8割以上を占めるものの**、**雑貨等がわずかに増加**

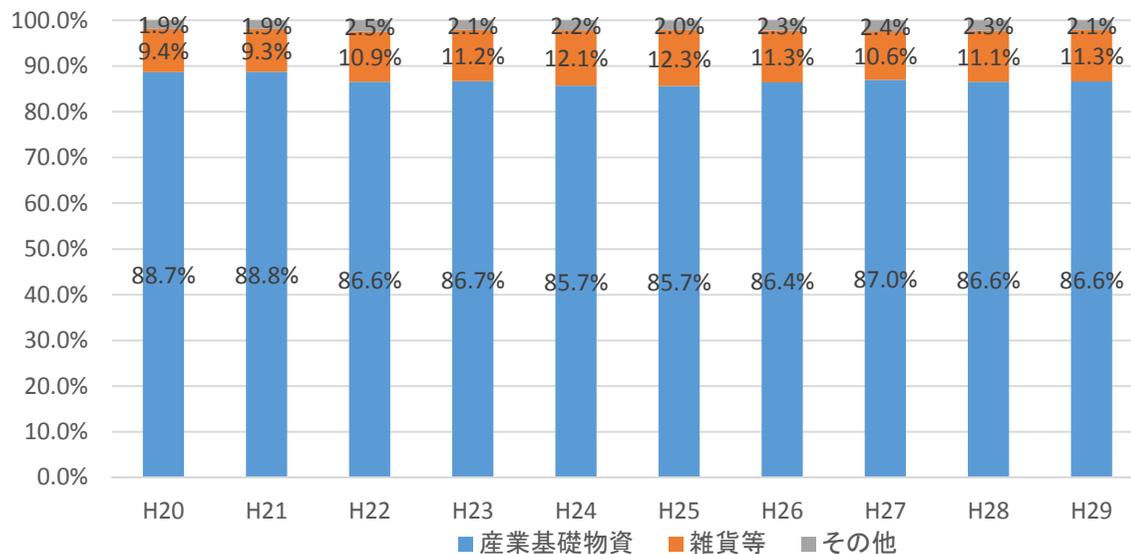


(出典)「鉄道輸送統計年報」「航空輸送統計年報」「自動車輸送統計年報」「内航船舶輸送統計年報」(平成29年度)より国土交通省海事局内航課推計

内航貨物輸送量の推移



過去10年間の主要品目別輸送量の推移(トンキロベース)



1-2 災害発生時の対応(例:平成30年7月西日本豪雨における海上輸送)

- 平成30年7月豪雨による土砂崩れ等で道路や鉄道で通行止めや運休が発生する中、自治体等の要請を受け、海運事業者が生活物資や復旧に必要な物資の輸送を実施。
- JR山陽本線が一部不通の状況となったことを受け、通運事業者からの要請により、海運事業者が、JR貨物コンテナの代行輸送を実施。

(1) 物資輸送にかかる主な取組例

要請者	輸送日	要請内容	実績		
			輸送区間	輸送船舶	輸送品
① 電力会社	7月9日	物資の輸送	呉 ~ 下蒲刈島	自動車渡船	重機、電柱
② スーパーマーケット	7月10日 ~ 16日	物資の輸送	広島 ~ 呉	自動車渡船	生鮮食料品
③ 医療機関	7月10日 ~ 12日	病院向け物資の輸送	広島 ~ 天応、呉	貨物船	水、食料、医療資材
④ 自治体	7月12日 ~ 14日	食料の輸送	広島 ~ 大崎下島・豊島・斎島	小型船舶	食料(弁当、パン、水)
⑤ 自治体	8月2日 ~ 9月7日	災害土砂の搬出	坂大黒神島 ~ 大黒神島 大黒神島 ~ 広島	プッシャー、バージ	災害土砂

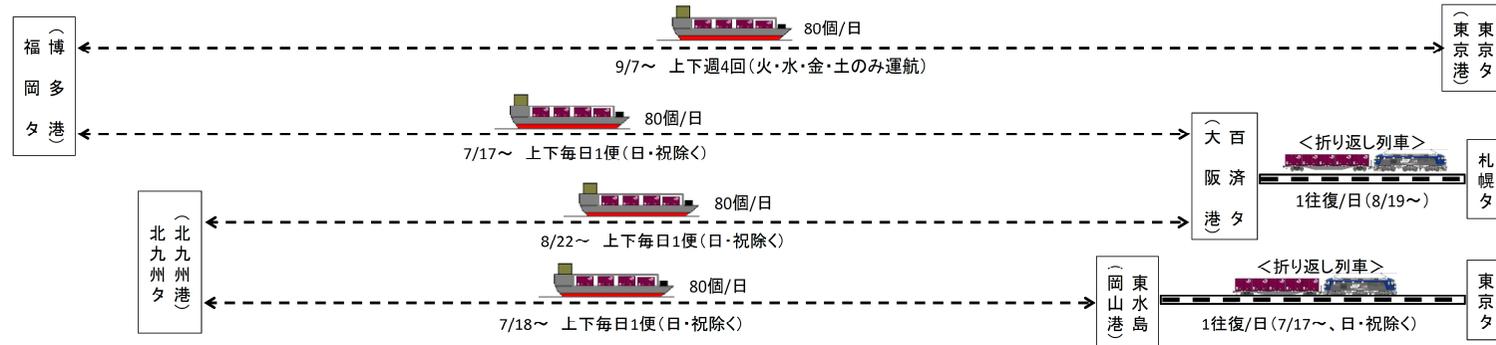


(2) JR貨物の代行輸送について

- JR貨物のコンテナ輸送について、7月12日から船舶による代行輸送を実施(9月28日発を以て終了)。
- 代行輸送による輸送量は、12フィートコンテナ換算で20,842個。

【具体的取組】

- ・大阪～博多航路の輸送
(1回当たり12フィートコンテナ80個)
- ・北九州～岡山航路の輸送
(1回当たり12フィートコンテナ80個)



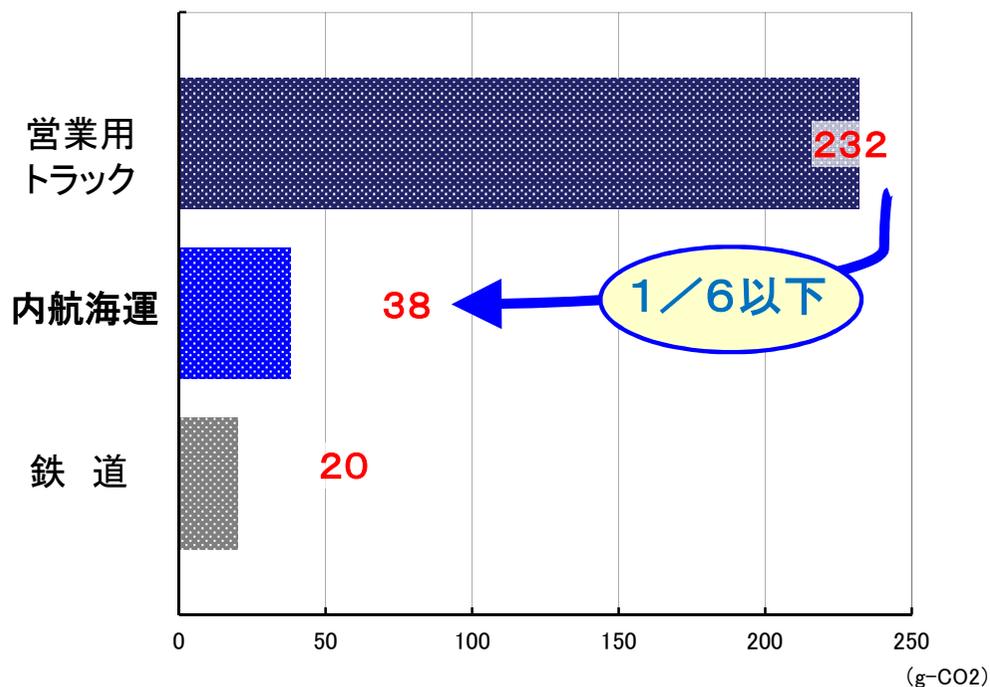
※ 「タ」は「貨物ターミナル」の略
 ※ 船舶代行の個数は使用する船舶によって変わることがあります。
 ※ トラック、船舶の代行区間に記載されている数値は片道の12フィートコンテナ輸送力となります。

(平成30年10月17日(水) JR貨物プレスリリースより)

1-3 海運モーダルシフトの重要性

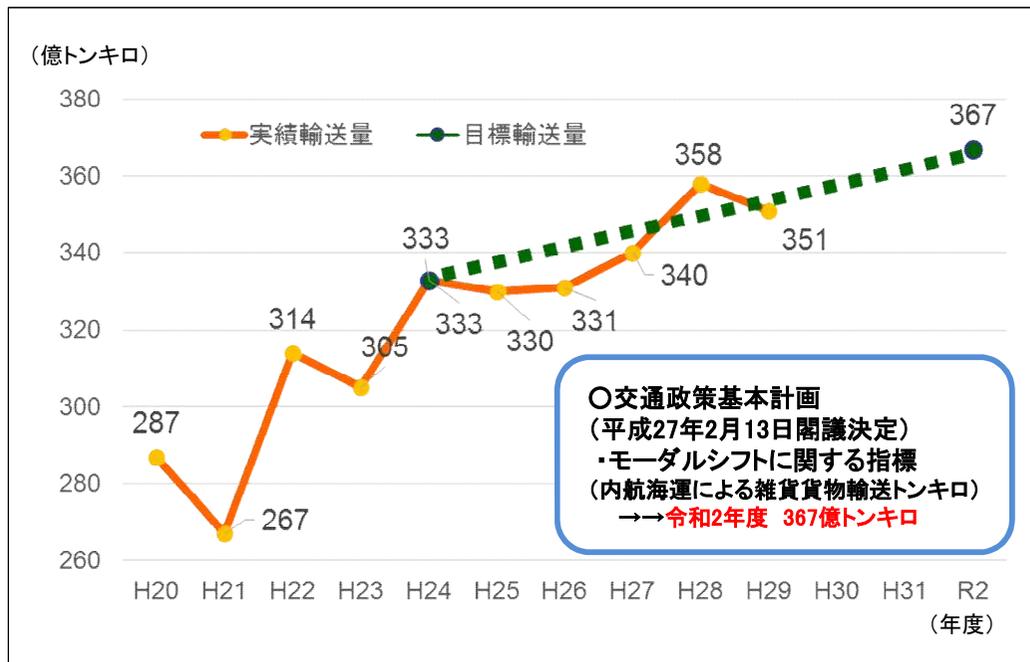
- 内航海運は、同じ重さの貨物を運ぶ際に排出するCO2量がトラックの1/6以下と環境に優しい輸送機関である。
- 「交通政策基本計画」(平成27年2月13日閣議決定)において令和2年度までに海運モーダルシフト貨物の輸送量を367億トンキロ(平成24年度比10%増)とする目標が定められていることを踏まえ、海運へのモーダルシフトのさらなる推進が必要となっている(平成29年度実績:351億トンキロ)。

1トンの荷物を1km運ぶ際に排出するCO2量



(出典) 温室効果ガスイベントリオフィス:「日本の温室効果ガス排出量データ」、国土交通省:「鉄道輸送統計」、「自動車輸送統計」、「内航船舶輸送統計」より国土交通省作成

海運モーダルシフトの現状と目標



(出典)「内航船舶輸送統計」等より国土交通省海事局作成

1-4 (参考)RORO船・中長距離フェリーの運航状況

- 2019年3月末現在、RORO船又は中長距離フェリーを運航している事業者・航路は、30事業者、53航路、79隻
- 2016年4月から2019年4月の間に、14事業者がRORO船及び中長距離フェリーの輸送力を増強

会社名	RORO船
	フェリー
・輸送力増強の概要	

⑩四国開発フェリー
 ・2018年8月、12月 合計2隻新船就航
 (東予～新居浜～神戸～大阪)

⑪オーシャントランス
 ・2016年5月、7月、9月 合計3隻新船就航
 (北九州～徳島～東京)

⑫フェリーさんふらわあ
 ・2018年5月、9月 合計2隻新船就航
 (大阪～志布志)

⑬マルエーフェリー
 ・2017年10月 新船就航(神戸～大阪～志布志～名瀬～那覇)

⑭琉球海運
 ・2017年8月、11月 合計2隻新規就航
 (東京～大阪～那覇)

⑦日藤海運
 ・2017年5月、2019年1月 合計2隻新船就航
 (追浜～川崎～名古屋～豊橋～坂出～玉島～広島～苅田～玉島～神戸～豊橋～本牧～追浜)

⑧新日本海フェリー
 ・2017年3月、6月 合計2隻新船就航
 (小樽～新潟)

⑨近海郵船
 ・2018年1月、3月 合計2隻新船就航
 (常陸那珂～苫小牧)
 ・2019年4月 新規航路開設
 (敦賀～博多)

①日本通運・日本マリン
 ・2017年9月、12月 合計2隻新船就航(東京～苫小牧～大阪)

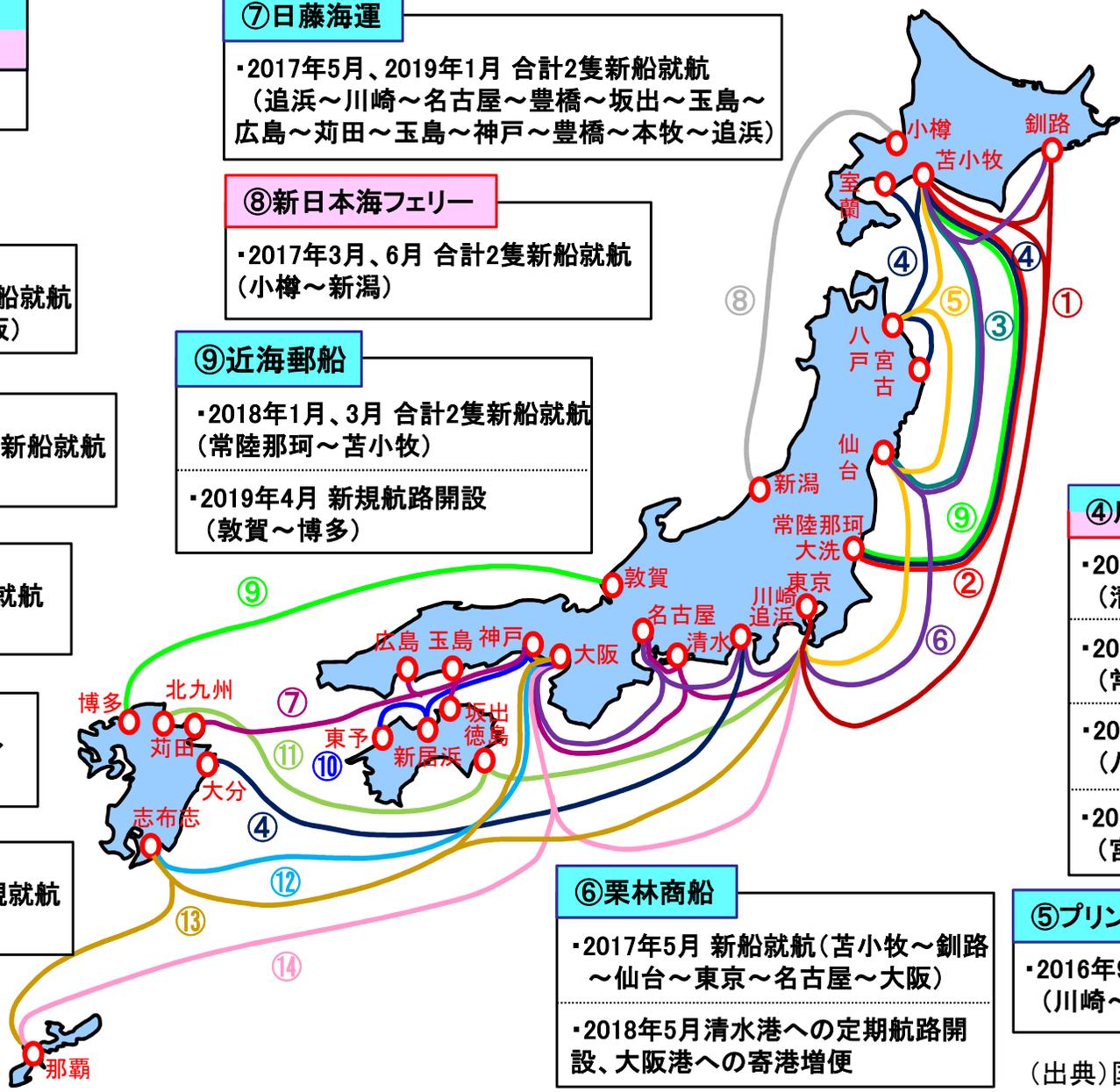
②商船三井フェリー
 ・2017年5月、10月 合計2隻新船就航
 (大洗～苫小牧)

③太平洋フェリー
 ・2019年1月 新船就航
 (仙台～苫小牧)

④川崎近海汽船
 ・2016年10月 RORO船新規航路開設
 (清水～大分)
 ・2016年10月 RORO船新船就航
 (常陸那珂～苫小牧)
 ・2018年4月 フェリー新船就航
 (八戸～苫小牧)
 ・2018年6月 フェリー新規航路開設
 (宮古～八戸～室蘭)

⑥栗林商船
 ・2017年5月 新船就航(苫小牧～釧路～仙台～東京～名古屋～大阪)
 ・2018年5月 清水港への定期航路開設、大阪港への寄港増便

⑤プリンス海運
 ・2016年9月、2017年1月 合計2隻新船就航
 (川崎～追浜～仙台～八戸～苫小牧)

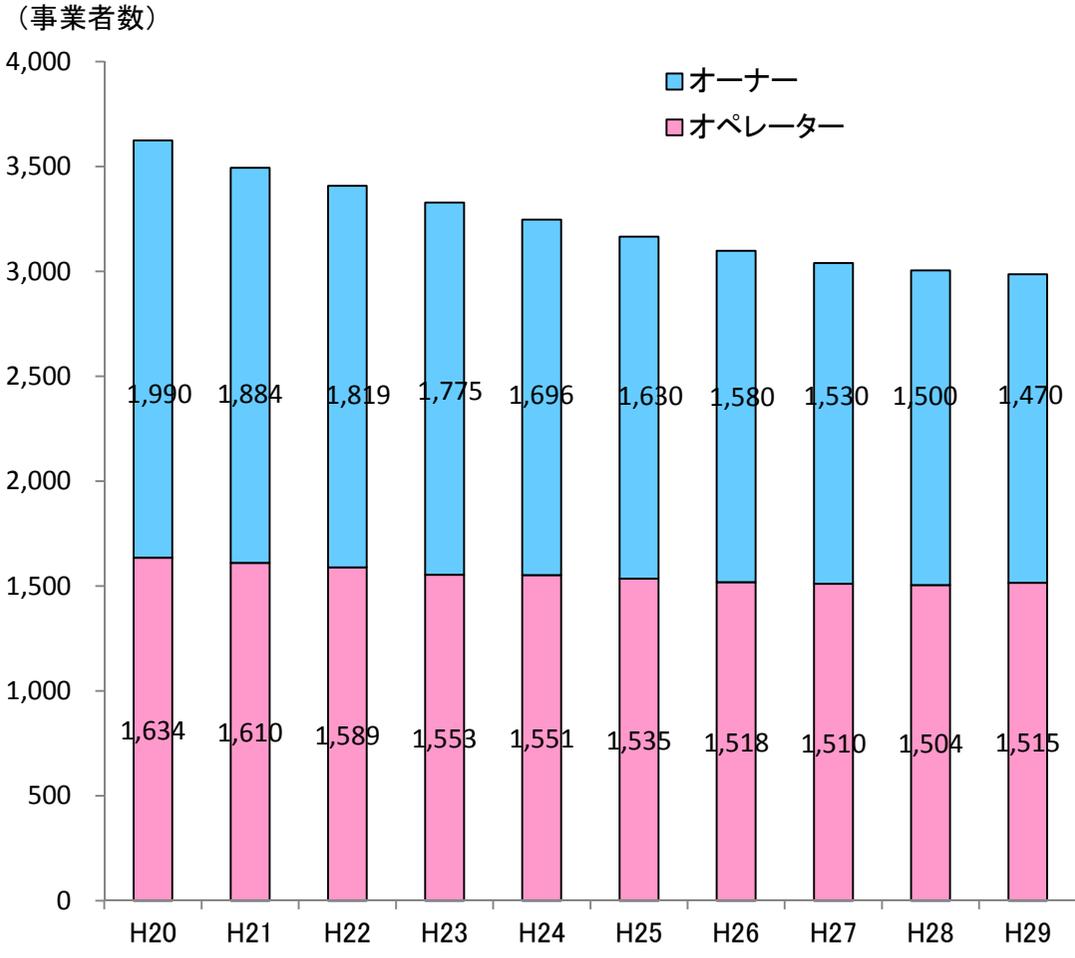


2. 内航海運業の概況

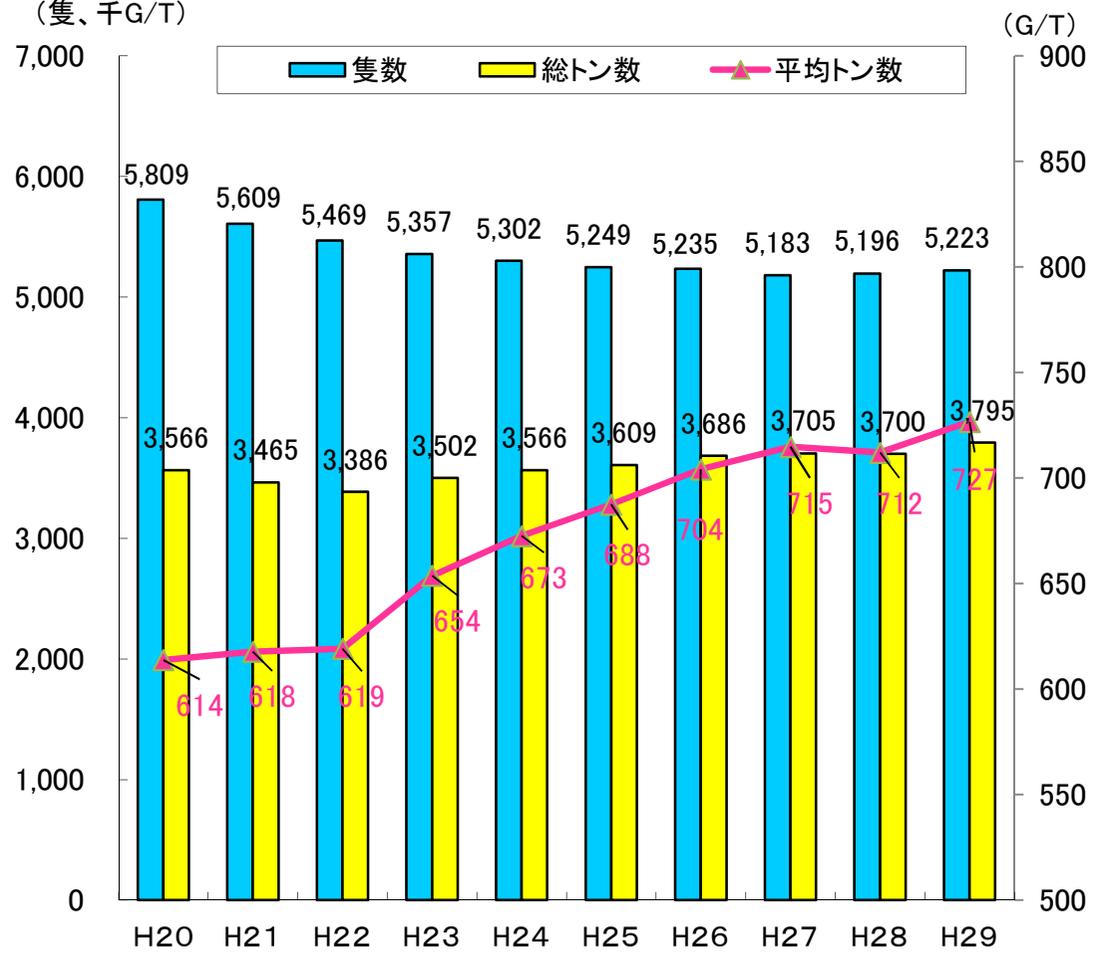
2-1 事業者数及び船腹量の推移

- 内航海運事業者数は、10年間で約18%減少しており、特にオーナーは約26%と大幅に減少
- 内航船の船腹量は、隻数ベースでは減少傾向にある一方で、1隻当たりの平均総トン数は増加傾向にあり、船舶の大型化が進展
- 事業者数と隻数が減少している一方、1隻当たりの平均総トン数が増加し船舶の大型化が進展していることから、事業の集約化、輸送の効率化の進展がみられる

内航海運事業者数の推移



内航船の船腹量の推移

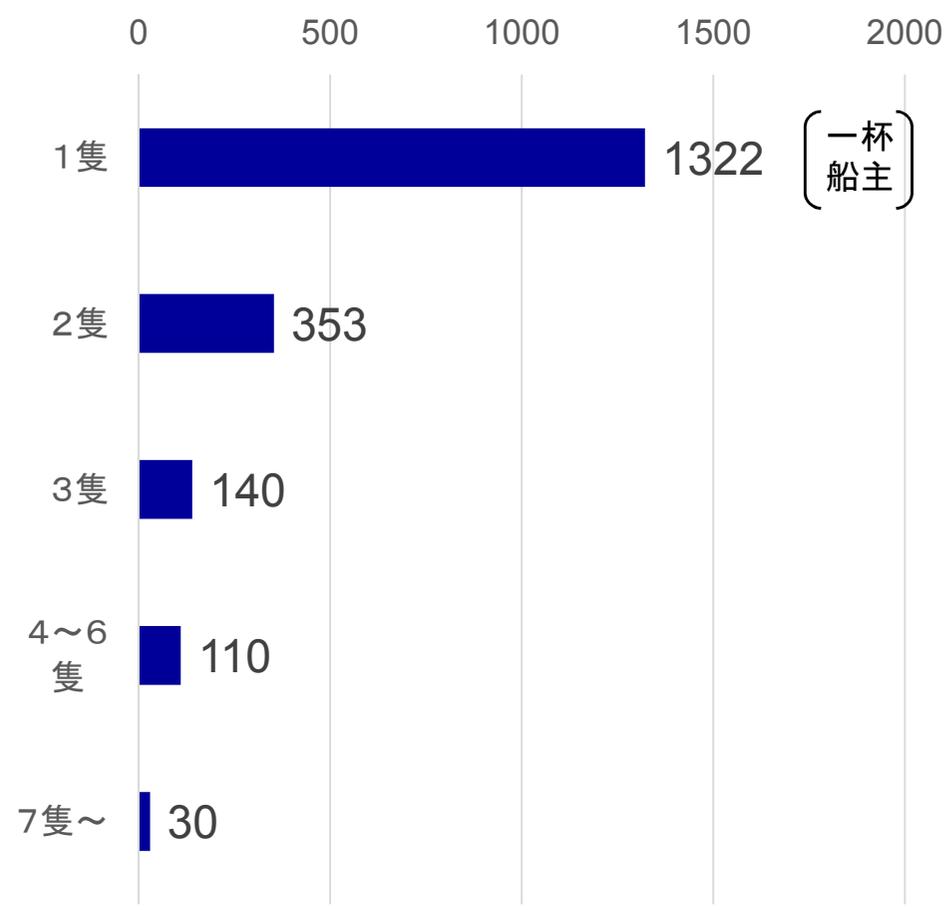


(出典)国土交通省海事局内航課調べ

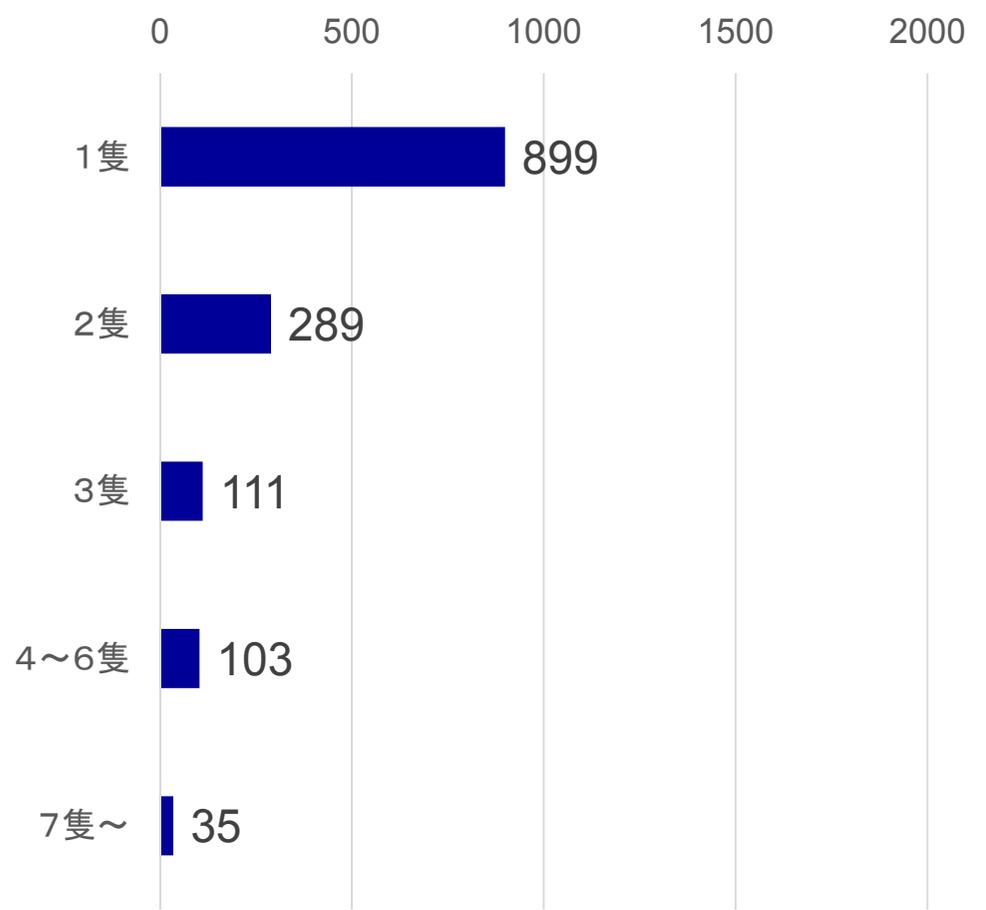
2-2 保有隻数別の事業者数の推移(オーナー)

- 保有隻数2隻以下の事業者数は大きく減少しており、保有隻数1隻のいわゆる一杯船主の数は32%の大幅な減少となっている。
- 一方、7隻以上保有する事業者数は17%の大幅な増加となっており、オーナーにおいても事業規模の拡大が進みつつあることが伺える。

保有隻数別の事業者数(平成20年)



保有隻数別の事業者数(平成29年)



32%減少
→

18%減少
→

21%減少
→

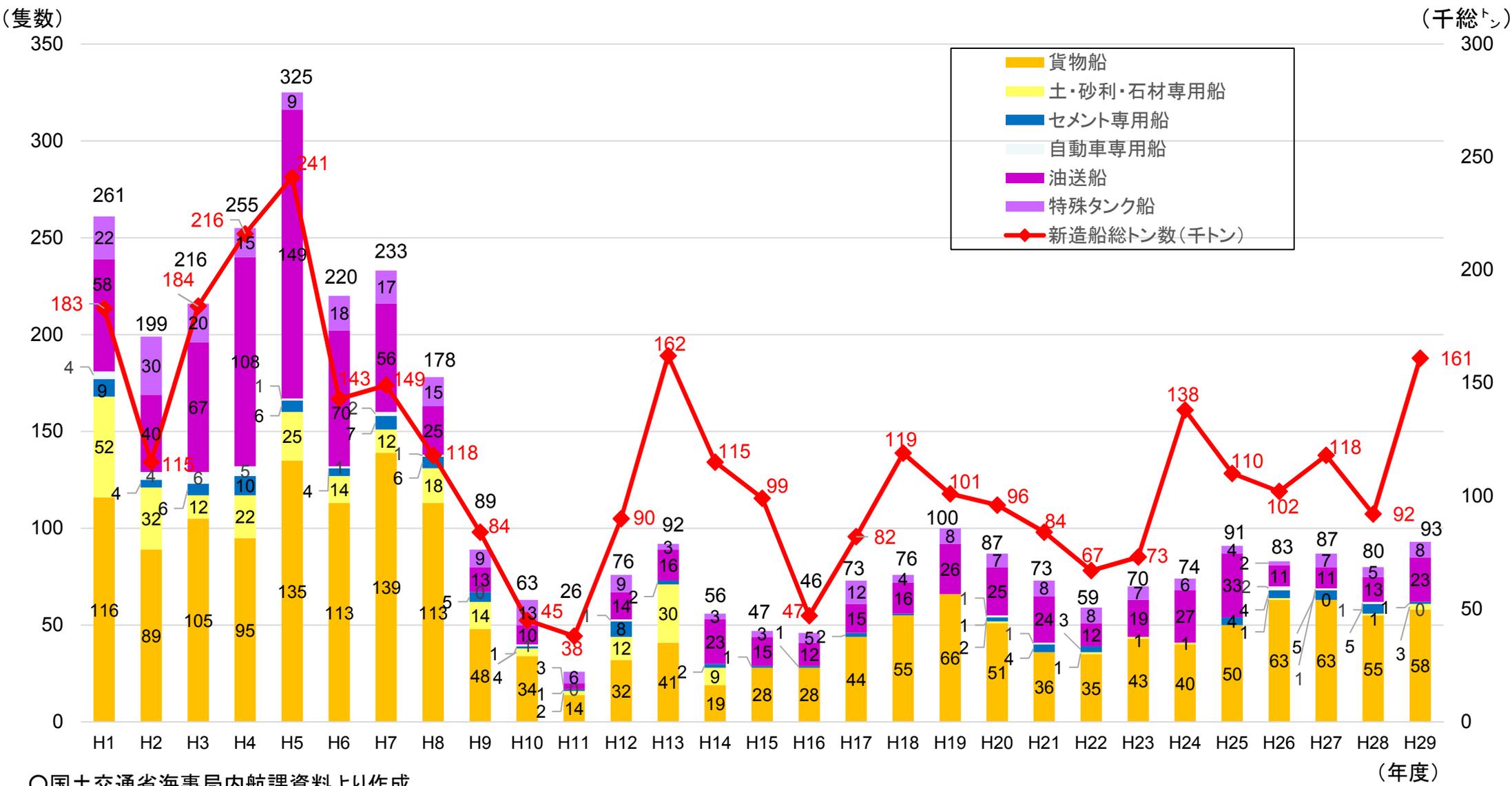
6%減少
→

17%増加
→

(出典)国土交通省海事局内航課調べ

2-3 内航船の新造隻数・総トン数の推移

■ 新造船の年間建造隻数については、バブル景気の影響を受けた時期(平成元～8年度)は毎年度200隻を超える新造船が建造されていたが、直近の10年間は概ね70～90隻程度の範囲内で推移

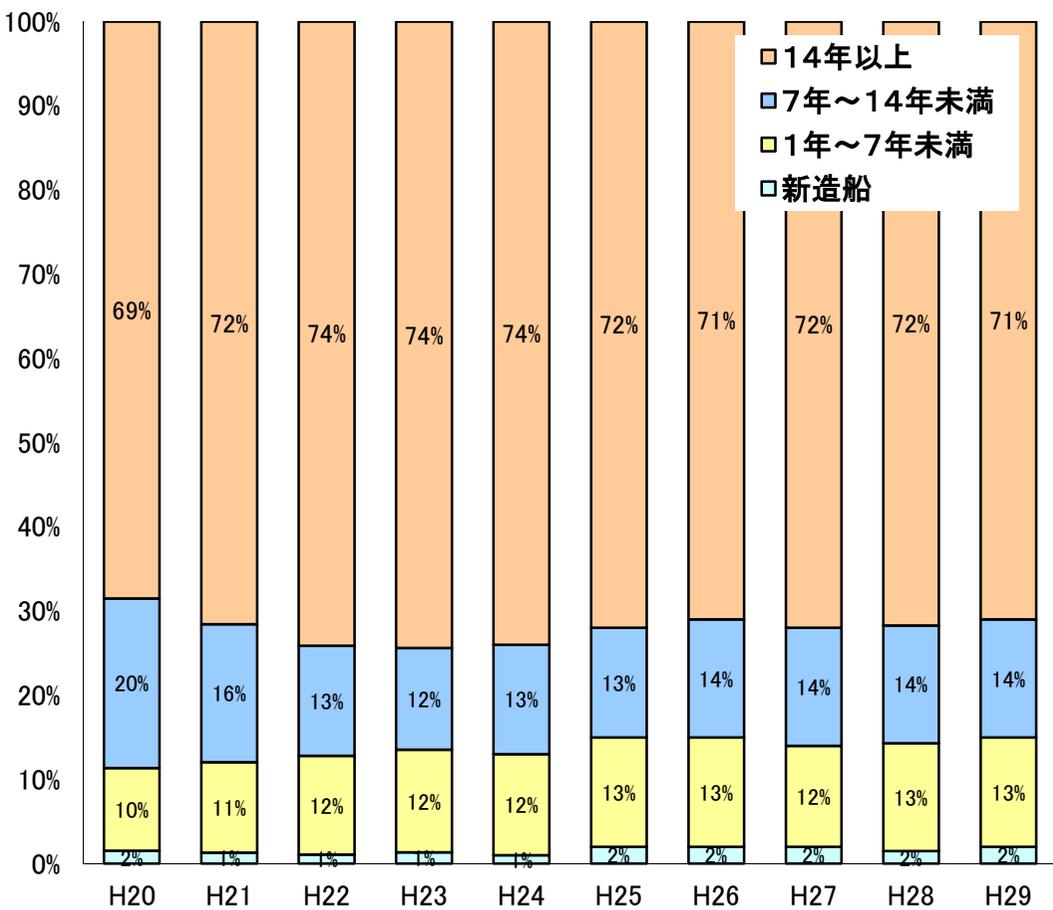


○国土交通省海事局内航課資料より作成
 ○各年度末現在
 ○ここでいう新造船とは、各年度末時点での内航海運業者の使用船舶のうち、進水から1年経過していないものをいう。

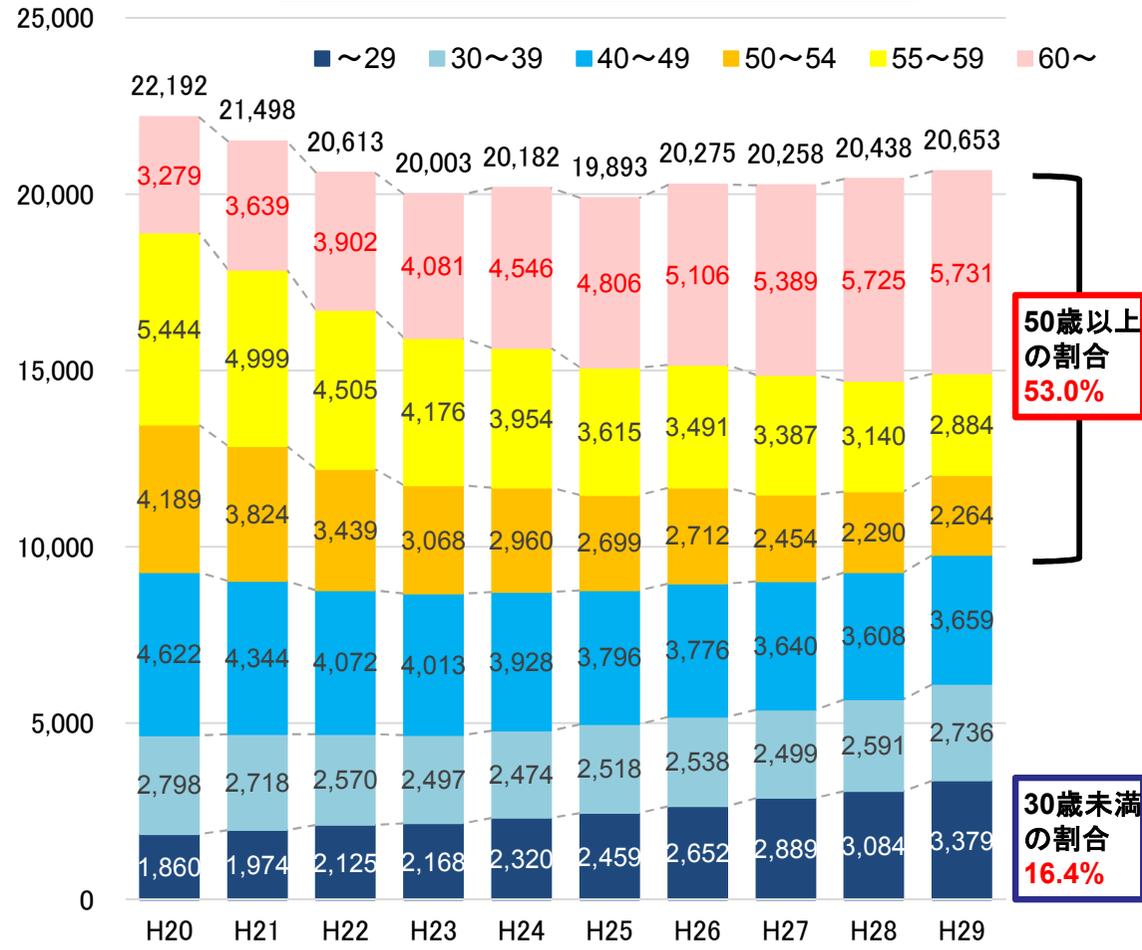
2-4 内航船の船齢構成及び船員の年齢構成(2つの高齢化)

- 船齢が法定耐用年数(14年)以上の船舶数の割合は、平成21年以降約7割で推移しており、船齢の高い船舶が多数を占める状況が続いている。
- 船員の年齢構成については、50歳以上の船員が50%を超える状況が続いており、改善傾向ではあるものの、平成29年度時点でも53.0%を占めている。
- 一方、若年船員確保に向けた官民の取組の効果もあり、30歳未満の船員の割合は徐々に増加がみられる。

内航船の船齢構成



船員の年齢構成



50歳以上の割合 53.0%

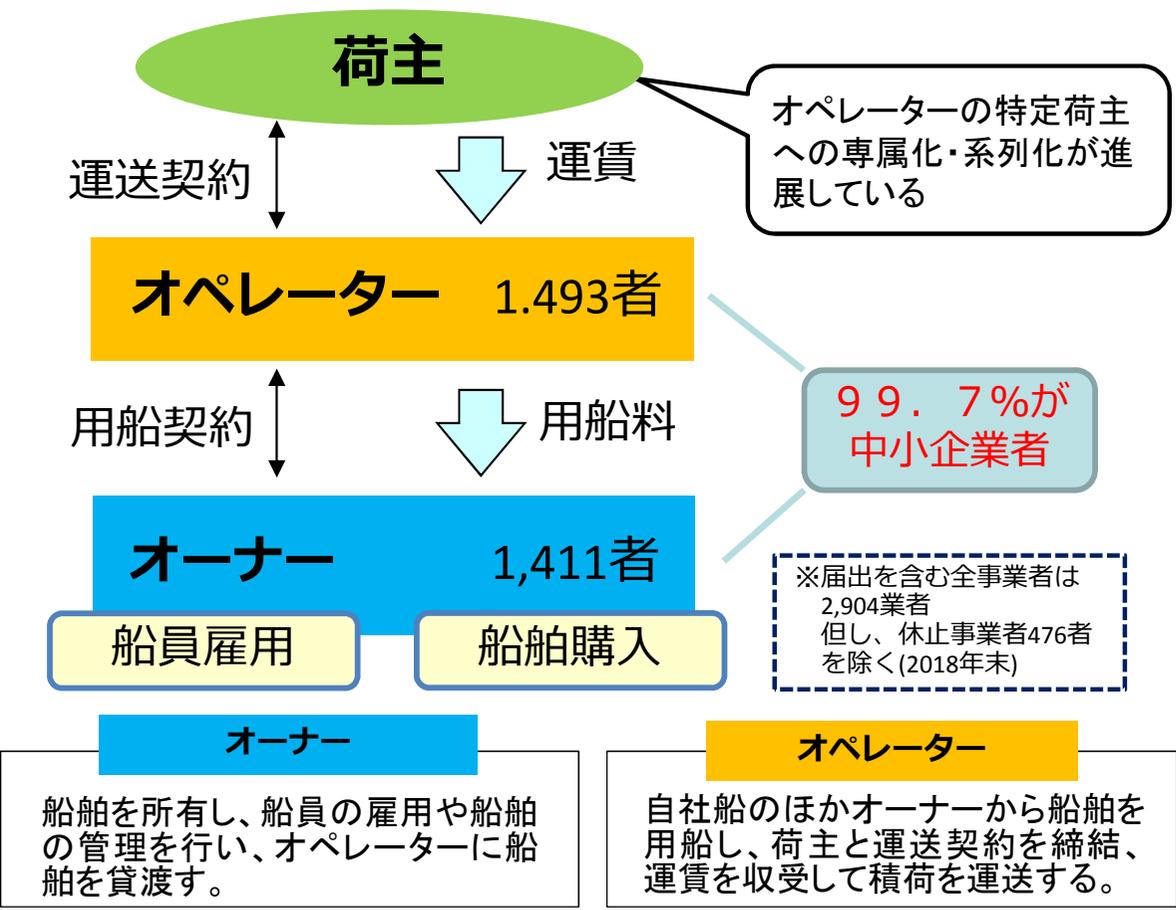
30歳未満の割合 16.4%

(出典) 国土交通省海事局内航課調べ

2-5 内航海運業の産業構造と経営状況

- 内航海運業は少数かつ大規模な荷主企業の下で、少数の元請けオペレーターが当該荷主企業の輸送を一括して担う傾向となっている。さらに、これらの元請けオペレーターの下に、2次請け以下のオペレーターが専属化・系列化するとともに、各オペレーターの下にオーナーも専属化・系列化する構造となっている。
- 事業者全体の99.7%が中小企業者であり、船舶という巨額の生産設備への投資が必要であるため、固定比率や負債比率が777%~969%と他産業と比べて著しく高く、「低い収益性」と「過大な投資」という矛盾した事業環境に置かれている。

内航海運業の産業構造



内航海運業の経営状況

経営状況 (1者当たり平均)	内航海運業 (オーナー)	陸運業	全産業
売上高(千円)	438,924	643,432	524,411
営業利益(千円)	9,170	38,957	21,156
営業利益率 (営業利益/売上高)	2.1%	6.1%	4.0%
全産業と比して約半分			
固定比率 (固定資産/自己資本)	777.4%	232.8%	137.2%
全産業と比して7倍弱			
負債比率 (負債/自己資本)	969.2%	204.4%	146.3%

(出典) 法人企業統計調査 (平成28年)、
内航海運業報告規則に基づく内航課調査 (平成28年)

3. 関連施策の取組状況

3-1 「内航未来創造プラン」(2017年6月策定)の概要

- 内航海運が今後も産業基礎物資の輸送やモーダルシフトを担う基幹的輸送インフラとして機能する必要があること、社会全体で生産性向上が求められていることから、現下の内航海運を巡る諸課題の早期解決のために、まず、内航海運が目指すべき将来像を明確化した上で対策を講じる必要がある。このため、目指すべき将来像として「**安定的輸送の確保**」と「**生産性向上**」の2点を軸として位置づけ。
- それぞれの実現に向け、「**内航海運事業者の事業基盤の強化**」「**先進的な船舶等の開発・普及**」「**船員の安定的・効果的な確保・育成**」等の具体的施策を盛り込むとともに、それぞれの施策についてスケジュールを明示。

<将来像の実現のための具体的施策>

1. 内航海運事業者の事業基盤の強化

- 船舶管理会社の活用促進
 - ・「登録船舶管理事業者制度」の創設(2018-)
- 荷主・海運事業者等間の連携による取組強化
 - ・「安定・効率輸送協議会」の設置(2017-)
- 新たな輸送需要の掘り起こし
 - ・「海運モーダルシフト推進協議会」の設置(2017-)
 - ・モーダルシフト船の運航情報等の一括検索システムの構築(2017-)
- 港湾インフラの改善・港湾における物流ネットワーク機能の強化等

2. 先進的な船舶等の開発・普及

- IoT技術を活用した船舶の開発・普及～内航分野のi-Shippingの具体化～
 - ・自動運航船の実用化(2025年目途)
- 円滑な代替建造の支援
 - ・(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度による優遇措置の拡充(2018-)
- 船舶の省エネ化・省CO2化の推進
 - ・内航船省エネルギー格付け制度の創設・普及(2017～暫定試行、2019～本格導入)
 - ・代替燃料の普及促進に向けた取組(「先進船舶」としてのLNG燃料船の普及促進)
- 造船業の生産性向上

3. 船員の安定的・効果的な確保・育成

- 高等海技教育の実現に向けた船員の教育体制の抜本的改革
 - ・(独)海技教育機構における教育改革(質が高く、事業者ニーズにマッチした船員の養成)
- 船員のための魅力ある職場づくり
 - ・499総トン以下の船舶の居住区域を拡大しても従前の配乗基準を適用するための検討、安全基準の緩和(2018-)
 - ・船内で調理できる者の人材の確保
 - ・船員派遣業の許可基準の見直し(2017-)等
- 働き方改革による生産性向上
 - ・船員配乗のあり方の検討(2017-) 等

4. その他の課題への対応

- 内航海運暫定措置事業の現状と今後の見通し等を踏まえた対応
- 船舶の燃料油に含まれる硫黄分の濃度規制への対応
- 海事思想の普及

3-2 内航未来創造プランで定めた具体的施策の進捗状況①

1. 内航海運事業者の事業基盤の強化

<内航未来創造プランの内容>	<現在までの具体的施策の進捗状況>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 船舶管理会社の活用促進 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「登録船舶管理事業者制度」の創設(2018~) 	<ul style="list-style-type: none"> ○登録船舶管理事業者制度の運用開始(2018年4月) <ul style="list-style-type: none"> …23事業者を登録(2019年5月末現在) ⇒ 2019年1月・3月に登録船舶管理事業者評価制度検討会を2回開催、登録船舶管理事業者による自己及び第三者の評価実施に係る、評価事項や運用方法等の具体的内容について検討を実施。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 荷主・海運事業者等間の連携による取組強化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「安定・効率輸送協議会」の設置(2017~) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「安定・効率輸送協議会」及び品目ごとの部会を開催(2018年2月) <ul style="list-style-type: none"> …荷主・内航海運業界間での構造的課題の共有 ⇒ 2019年5月に3部会合同会合を開催。引き続き、船員の確保・育成、老朽船の代替、荷役作業軽減等への対応等について検討予定。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな輸送需要の掘り起こし <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「海運モーダルシフト推進協議会」の設置(2017~) ➢ モーダルシフト船の運航情報等の一括検索システムの構築(2017~) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「海運モーダルシフト推進協議会」の開催(2017年11月、2018年5月) <ul style="list-style-type: none"> …今後の海運モーダルシフトの推進に向けた課題、モーダルシフト船の運航情報等一括情報検索システム、海運モーダルシフト大賞(仮称)制度案について検討 ⇒ 2019年3月に第3回協議会を開催し上記システムの内容及び海運モーダルシフト大賞の方向性を整理した。 ○モーダルシフト船の運航情報等一括情報検索システム構築WGの開催(2017年12月~) <ul style="list-style-type: none"> …システムの内容・運用方針等について検討 ⇒ 2019年3月に第4回WGを開催し、新たな輸送需要の掘り起こしに資するよう検索システム内容の検討・取りまとめを行い、結果を上記推進協議会にて報告した。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 港湾インフラの改善・港湾における物流ネットワーク機能の強化等 	<ul style="list-style-type: none"> ○2018年6月、第71回港湾分科会において、港湾の中長期政策『PORT 2030』の最終とりまとめ(案)を提示し、内容を検討 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 2018年7月に最終とりまとめを公表 次世代高規格ユニットロードターミナルの具体化に向け、2019年2月~3月に関係船社の要望についてヒアリングを実施。今後の具体的な内容について引き続き検討を実施。

3-2 内航未来創造プランで定めた具体的施策の進捗状況②

2. 先進的な船舶等の開発・普及

＜内航未来創造プランの内容＞	＜現在までの具体的施策の進捗状況＞
<ul style="list-style-type: none"> ○ IoT技術を活用した船舶の開発・普及～内航分野のi-Shippingの具体化～ <ul style="list-style-type: none"> ➢ 自動運航船の実用化(2025年目途) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ IoT活用船に関する先進船舶導入等計画を8件認定(2019年5月末現在) <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 引き続き、計画の認定及び自動運航船の実用化に向けた技術開発を実施。 ○ 自動運航船の実用化に向けたロードマップの策定(2018年6月) ○ 自動運航船の実証事業を開始(2018年7月) <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 自動運航船の実証運航の安全確保に向けて、2019年度内に安全設計ガイドラインを策定予定。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 円滑な代替建造の支援 <ul style="list-style-type: none"> ➢ (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度による優遇措置の拡充(2018～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ スクラバーを設置した既存共有船及びLNG燃料船に対して金利軽減措置を導入(2019年4月) <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 2020年度に向け、引き続き制度内容を検討。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 船舶の省エネ化・省CO2化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 内航船「省エネ格付け」制度の創設・普及(2017～暫定試行、2019～本格導入) ➢ 代替燃料の普及促進に向けた取組(「先進船舶」としてのLNG燃料船の普及促進) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 省エネ格付け制度について、暫定運用に基づき、内航船19件に格付けを付与(～2019年5月末現在) <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 2019年度以降の本格運用に向け、評価方法等の検討。 ○ 天然ガス燃料船に関する先進船舶導入等計画を認定(2018年3月) <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 引き続き、先進船舶導入等計画認定制度を活用する等して、天然ガス燃料船の普及に向けた取組を推進
<ul style="list-style-type: none"> ○ 造船業の生産性向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本プラン策定以降、造船技術研究開発費補助事業において、建造分野で31件(事業開始からの累計では45件)の事業に対して、補助金の交付を決定(2019年5月末時点) <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 引き続き、造船現場の生産性向上に資する技術開発を支援するとともに、開発された技術の普及への取組を実施する予定 ○ 本プラン策定以降、中小企業等経営強化法に基づき、55件(制度開始からの累計では97件)の経営力向上計画を認定(2019年5月末時点) <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 制度及び支援措置の周知並びに計画策定のサポート ○ 中小造船事業者を支える造船人材の確保・育成のため、造船教員養成プログラムを作成 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 同プログラムを教育機関に提供することにより、高校における造船担当教員のスキルアップを図り、造船教育の強化を推進

3-2 内航未来創造プランで定めた具体的施策の進捗状況③

3. 船員の安定的・効果的な確保・育成

＜内航未来創造プランの内容＞	＜現在までの具体的施策の進捗状況＞
<ul style="list-style-type: none"> ○ 高等海技教育の実現に向けた船員の教育体制の抜本的改革 <ul style="list-style-type: none"> ➢ (独)海技教育機構における教育改革(質が高く、事業者ニーズにマッチした船員の養成) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ (独)海技教育機構のあり方について幅広い関係者による検討を行うため、「船員養成の改革に関する検討会」を開催し、海上技術学校から海上技術短期大学校への段階的な移行や、航機両用教育から航機専科教育への移行についてとりまとめ、公表(2019年2月)。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 船員のための魅力ある職場づくり <ul style="list-style-type: none"> ➢ 499総トン以下の船舶の居住区域を拡大しても従前の配乗基準を適用するための検討、安全基準の緩和 ➢ 労働環境の優れた職場のPR ➢ 船員派遣事業の許可基準の見直し(2017~)等 ➢ 女性の活躍促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>499総トン以下の貨物船の居住区域を船員の確保・育成のために拡大することに伴い、509総トンまで増トンした場合でも、船員配乗の基準及び設備に関する一部の安全要件を499総トンと同等とすることの緩和措置を導入(2018年8月)。</u> ○ <u>船員安全・労働環境取組大賞の創設、取組のベストプラクティス集のとりまとめ(2017年3月~)</u> <ul style="list-style-type: none"> …船内の労働災害の防止の他、安全運航、健康管理、陸上からの船内労働への支援、女性の就労支援等の労働環境の改善に関する取組を表彰する制度(船員安全・労働環境取組大賞「船員トリプルエス大賞(SSS)」)を創設。毎年度、表彰を実施し、過去の優れた安全取組事例とともにベストプラクティス集としてとりまとめ、公表している。 ○ <u>船員派遣事業の許可基準の見直し(2017年9月)</u> <ul style="list-style-type: none"> …財産要件等の緩和に係る許可基準の見直しについて基準に係る通達の一部改正 ○ <u>女性船員の活躍促進に向けた女性の視点による検討会(2017年6月)</u> <ul style="list-style-type: none"> …委員全てが学識経験者、船員経験者及び海運業界の女性で構成された「女性船員の活躍促進に向けた女性の視点による検討会」を設置し、平成30年4月に提案をとりまとめ ○ <u>海事産業における女性活躍の取組事例集の発行(2018年4月~)</u> <ul style="list-style-type: none"> …女性船員の活躍や企業の先進的な取組事例を事例集としてとりまとめ、情報発信を実施
<ul style="list-style-type: none"> ○ 働き方改革による生産性向上 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 船員配乗のあり方の検討(2017~)等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「<u>後継者確保に向けた内航船の乗組みのあり方に関する検討会</u>」の開催(2017年6月~) <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 関係者との調整を図りながら引き続き実施

3-2 内航未来創造プランで定めた具体的施策の進捗状況④

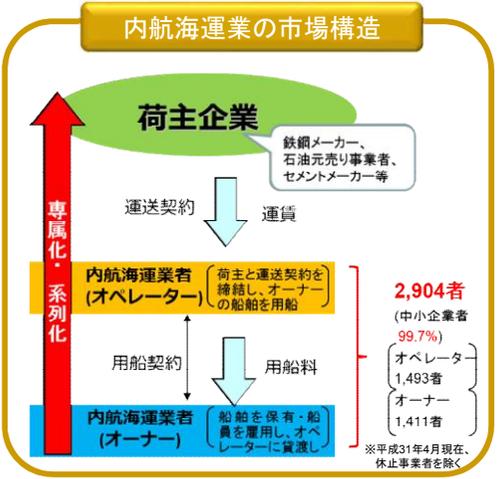
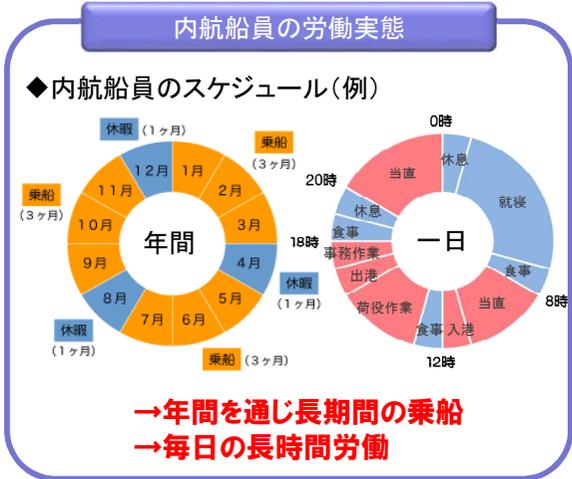
4. その他の課題への対応

＜内航未来創造プランの内容＞	＜現在までの具体的施策の進捗状況＞
<ul style="list-style-type: none"> ○ 内航海運暫定措置事業の現状と今後の見通し等を踏まえた対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>内航海運組合総連合会において、暫定措置事業終了により発生し得る具体的な影響や事業者の意見等を把握しつつ、議論中。</u> ⇒ 業界の議論を注視する。今後、プランに示されているように「業界における議論の結果も踏まえ、国において、暫定措置事業の終了後の課題や国の対応等について検討する」こととなる。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 船舶の燃料油に含まれる硫黄分の濃度規制への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>規制適合油を使用する際に必要となる対策や留意すべき事項について、専門家の技術的知見や混合安定性試験などの各種調査結果をまとめた「2020年SOx規制適合船用燃料油使用手引書」を4月に公表・周知。</u> ⇒ 国内で供給予定の規制適合油のサンプルを用いた実船トライアルを早急に実施するべく、資源エネルギー庁などとともに準備を進めている。 ○ <u>環境規制対策に伴って生じる環境コストの適切な分担のため、「内航海運事業における燃料サーチャージ等ガイドライン」を策定し、4月に公表。また、規制強化に伴う影響については、荷主も含め広く社会の理解を得る必要があることから、4月に日本経済団体連合会、関係業界と共催で「海運分野におけるSOx規制を考えるシンポジウム」を開催。</u> ⇒ 引き続き、「内航海運事業における燃料サーチャージ等ガイドライン」などを活用しつつ荷主の環境規制への理解の醸成を図る。 ○ <u>規制適合油から需要を分散させ、燃料油の需給の安定化を図るため、C重油よりも品質の良いA重油を使用する船舶の建造支援、従来の廉価な高硫黄C重油を使用できる排ガス洗浄装置(スクラバー)の導入促進、LNG燃料船の導入促進等の施策を実施中。</u>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 海事思想の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「海の月間」において、全国各地で官民が連携して700以上の行事を開催 ⇒ 関係自治体等との調整を図りながら引き続き実施。 ○ 各地で海洋教育の取組みを推進 ⇒ 複数の小学校で海洋教育プログラムの試行授業を実施、事例収集及びプログラムの改善を図る。 ○ <u>船員教育に対する理解を深めるため、各学校におけるオープンキャンパス/スクール、学校説明会の実施、練習船における一般公開及び体験乗船を実施</u> ⇒ 関係自治体等との調整を図りながら引き続き実施。

3-3 船員の働き方改革・内航海運のあり方について

課題・背景

- (1) **内航船員**: 船員の不足・高齢化が進行する中、陸上との人材確保競争が激化しており、働き方改革を通じ内航船員という職業を魅力ある職業へと変えていく必要。
- (2) **内航海運業**: 脆弱な経営基盤・荷主との硬直的關係という構造的課題に加え、今後到来する内航海運暫定措置事業の終了等の事業環境の変化を踏まえ、事業のあり方を総合的に検討する必要。



➡ 船員の働き方改革・今後の内航海運のあり方について、交通政策審議会海事分科会の各部会において検討

船員の働き方改革に関する検討 (交政審海事分科会船員部会※) 2019.2.20～

※部会長: 野川 忍 明治大学専門職大学院法務研究科 専任教授

- 健全な船内環境づくり
 - ・メンタルヘルス、身体健康管理、供食環境の改善
- 長時間労働の是正、休日・休暇の改善
 - ・労働基準や労働時間管理のあり方、多様な働き方への対応
 - 女性も活躍しやすい就労環境
 - 若者にとっての職の魅力向上



(内航旅客船の女性船長)



(入社6年目の二等航海士)

内航海運のあり方に関する検討 (交政審海事分科会基本政策部会※) 2019.6.28～

※部会長: 河野 真理子 早稲田大学法学学術院 教授

- 内航海運暫定措置事業終了後の事業のあり方
 - ・市場環境の変化への対応等
- 荷主等との取引環境の改善
 - ・必要とされる追加的コスト負担の適正な配分等
 - 内航海運に従事する船舶



(主力船型の総トン数499トンクラス)



(モーダルシフトを担うRORO船)

➡ 内航船員の働き方改革・新たな内航海運業への変革の実現

最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数

(平成31年4月1日現在)

業種 局別		内航鋼船運航業			
		事業者数	船舶数(隻)	船員数(人)	組織船員数(人)
北海道運輸局	① (H31.4.1)	25	48	456	305
	② (H30.4.1)	27	47	444	285
	① - ②	△ 2	1	12	20
東北運輸局	① (H31.4.1)	31	68	471	303
	② (H30.4.1)	31	67	466	305
	① - ②	0	1	5	△ 2
関東運輸局	① (H31.4.1)	88	222	2,896	2,207
	② (H30.4.1)	86	219	2,856	2,149
	① - ②	2	3	40	58
北陸信越運輸局	① (H31.4.1)	8	22	129	73
	② (H30.4.1)	7	24	130	72
	① - ②	1	△ 2	△ 1	1
中部運輸局	① (H31.4.1)	47	105	891	234
	② (H30.4.1)	48	104	884	238
	① - ②	△ 1	1	7	△ 4
近畿運輸局	① (H31.4.1)	82	234	1,944	632
	② (H30.4.1)	83	233	1,897	586
	① - ②	△ 1	1	47	46
神戸運輸監理部	① (H31.4.1)	112	224	1,547	587
	② (H30.4.1)	118	226	1,536	589
	① - ②	△ 6	△ 2	11	△ 2
中国運輸局	① (H31.4.1)	252	498	3,632	367
	② (H30.4.1)	260	508	3,614	415
	① - ②	△ 8	△ 10	18	△ 48
四国運輸局	① (H31.4.1)	336	689	5,334	319
	② (H30.4.1)	344	683	5,330	336
	① - ②	△ 8	6	4	△ 17
九州運輸局	① (H31.4.1)	379	691	5,136	1,440
	② (H30.4.1)	379	705	5,183	1,463
	① - ②	0	△ 14	△ 47	△ 23
沖縄総合事務局	① (H31.4.1)	15	36	370	276
	② (H30.4.1)	14	34	360	271
	① - ②	1	2	10	5
計	① (H31.4.1)	1,375	2,837	22,806	6,743
	② (H30.4.1)	1,397	2,850	22,700	6,709
	① - ②	△ 22	△ 13	106	34

全国内航鋼船運航業船員賃金実態調査

【職員】

	年 齢	本 給	計
賃金が最も高かった者	64歳	170,000円	775,000円
賃金が最も低かった者	23歳	180,000円	200,550円
平 均	49.6歳	297,453円	456,150円
人 数	816人		

【部員】

	年 齢	本 給	計
賃金が最も高かった者	67歳	600,000円	600,000円
賃金が最も低かった者	(海上経験3年以上) 21歳	130,000円	191,000円
	(海上経験3年未満) 18歳	181,000円	181,000円
平 均	39.3歳	214,746円	338,518円
人 数	187人		

資料説明

- 1 国土交通大臣が決定する内航鋼船運航業最低賃金の適用を受ける船舶のうち、未組織船に乗組む船員に対し、令和元年5月に支給された賃金の実態について調査したものである。
- 2 調査は未組織船員を対象に、143隻（職員816人、部員187人）について回収集計した。
- 3 表中の「計」は、本給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計額である。

全国内航鋼船運航業の最低賃金の改正状況

年度	最低賃金額			
	職員 A	職員 B	部員 A	部員 B
平成 8 年	238,800円	221,200円	180,150円	171,700円
平成 9 年	240,050円	223,600円	181,050円	172,300円
平成 1 0 年	240,950円	224,450円	181,800円	172,950円
平成 1 3 年	241,400円	224,950円	182,100円	—
平成 1 8 年	—	—	—	—
平成 2 0 年	—	—	182,850円	173,700円
平成 2 5 年	242,350円	225,900円	183,750円	174,450円
平成 2 6 年	243,350円	226,900円	184,750円	175,450円
平成 2 7 年	245,150円	228,700円	186,550円	177,250円
平成 2 8 年	246,150円	229,700円	187,550円	178,250円
平成 2 9 年	247,150円	230,700円	188,550円	179,250円
平成 3 0 年	248,450円	232,000円	189,850円	180,550円

※ 記載のない年度は、諮問が行われていない。

最低賃金の改正に係る参考資料

内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）

（単位：円）

区分	決定公示 年月日	職員 A	職員 B	はしけ長	部員 A	部員 B
北海道	H31.2.22	248,100	231,650		188,950	179,800
東 北	H31.2.27	248,450	232,000		189,250	180,100
関 東	H31.2.25	248,800	232,050		190,200	180,600
北陸信越	H31.2.22	248,500	232,050		189,900	180,600
中 部	H31.2.27	248,800	232,350		190,200	180,900
近 畿	H31.3.1	249,000	232,550	249,000	190,250	180,950
神 戸	R1.5.13	249,000	232,550	249,000	190,250	180,950
中 国	H31.2.22	248,800	232,050	248,800	190,200	180,700
四 国	H31.3.6	248,800	232,250	248,800	190,200	180,800
九 州	H31.4.12	248,450	232,000	248,450	189,850	180,550
沖 縄	H31.2.27	248,450	232,000		189,850	180,550

費目別、世帯人員別標準生計費(平成31年4月)

単位:円

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	26,020	41,010	50,770	60,530	70,300
	(25,490)	(40,770)	(50,640)	(60,510)	(70,380)
	530	240	130	20	-80
住居関係費	48,300	38,750	41,730	44,720	47,700
	(47,720)	(52,300)	(47,030)	(41,750)	(36,480)
	580	-13,550	-5,300	2,970	11,220
被服・履物費	2,430	6,850	7,620	8,380	9,140
	(2,580)	(9,010)	(10,350)	(11,690)	(13,020)
	-150	-2,160	-2,730	-3,310	-3,880
雑費Ⅰ	35,120	31,160	52,940	74,700	96,490
	(32,860)	(29,680)	(55,050)	(80,430)	(105,800)
	2,260	1,480	-2,110	-5,730	-9,310
雑費Ⅱ	8,320	19,520	23,710	27,900	32,090
	(8,280)	(18,930)	(23,450)	(27,970)	(32,480)
	40	590	260	-70	-390
計	120,190	137,290	176,770	216,230	255,720
前年	116,930	150,690	186,520	222,350	258,160
対前年増減	3,260	-13,400	-9,750	-6,120	-2,440
対前年比 (前年100)	102.8	91.1	94.8	97.2	99.1

※ 費目欄の()の数字は、前年金額を示す。

※ 費目欄の下段は、対前年との差額を示す。

※ 各費目の構成項目

食料費 食料

住居関係費 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 被服及び履物

雑費Ⅰ 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

資料出所:「平成30年人事院勧告(参考資料)」、「令和元年人事院勧告(参考資料)」

消費者物価指数（10大費目）

年平均	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費	
ウェイト	10000	2623	2087	745	348	412	430	1476	316	989	574	
指数・27年100	26年	99.2	97.0	100.0	102.6	98.5	97.8	99.1	102.0	98.4	98.1	99.0
	27年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	28年	99.9	101.7	99.9	92.7	99.6	101.8	100.9	98.0	101.6	101.0	100.7
	29年	100.4	102.4	99.7	95.2	99.1	102.0	101.8	98.3	102.2	101.3	100.9
	30年	101.3	103.9	99.6	99.0	98.0	102.2	103.3	99.6	102.7	102.1	101.4
対前年比・%	26年	2.7	3.8	0.0	6.2	3.8	2.2	1.0	2.6	1.9	3.7	3.7
	27年	0.8	3.1	0.0	△ 2.6	1.5	2.2	0.9	△ 1.9	1.6	1.9	1.0
	28年	△ 0.1	1.7	△ 0.1	△ 7.3	△ 0.4	1.8	0.9	△ 2.0	1.6	1.0	0.7
	29年	0.5	0.7	△ 0.2	2.7	△ 0.5	0.2	0.9	0.3	0.6	0.4	0.3
	30年	1.0	1.4	△ 0.1	4.0	△ 1.1	0.1	1.5	1.4	0.4	0.8	0.5
月別指数・27年100	30年1月	101.3	105.9	99.6	96.6	98.9	99.4	102.4	99.1	102.3	100.7	101.2
	2月	101.3	105.3	99.6	97.0	98.5	99.8	102.6	99.4	102.3	101.5	101.1
	3月	101.0	103.8	99.6	97.3	97.5	101.4	102.5	99.5	102.3	101.5	101.2
	4月	100.9	102.8	99.6	97.8	98.1	103.5	103.0	99.3	102.8	101.7	101.2
	5月	101.0	102.8	99.6	98.7	97.9	103.5	103.2	99.6	102.8	101.8	101.3
	6月	100.9	102.4	99.6	99.3	98.0	103.0	103.3	99.6	102.8	101.7	101.2
	7月	101.0	103.0	99.6	99.1	97.6	100.5	103.3	100.0	102.7	101.5	101.1
	8月	101.6	104.2	99.6	99.3	97.3	99.1	104.1	100.1	102.7	104.2	101.2
	9月	101.7	104.7	99.6	99.8	97.2	103.7	104.1	99.8	102.8	102.3	101.2
	10月	102.0	104.6	99.6	100.6	98.1	104.2	104.0	100.3	102.8	103.3	102.0
	11月	101.8	103.8	99.6	101.2	98.4	104.5	103.9	100.0	102.8	102.8	102.1
	12月	101.5	103.2	99.6	101.3	98.9	103.3	103.9	99.1	102.8	102.8	102.0
	31年1月	101.5	104.3	99.6	101.6	98.9	99.6	103.7	98.8	102.8	102.2	102.1
	2月	101.5	103.8	99.6	102.1	99.3	99.7	103.7	98.8	102.8	102.9	102.0
	3月	101.5	103.5	99.6	102.3	99.0	101.5	103.8	99.2	102.8	102.4	102.2

資料出所：総務省統計局「2015年基準 消費者物価指数(全国)」

決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

1. 決定方式別の最低賃金決定件数及び適用労働者数

(31.3末現在)

決定方式	決定件数	適用労働者数(百人)
最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金(法第16条)	276	—
(1) 地域別最低賃金	47	—
(2) 産業別最低賃金	229	28,902
イ 新産業別最低賃金	227	28,876
① 厚生労働大臣決定分	0	0
② 都道府県労働局長決定分	227	28,876
ロ 従来の産業別最低賃金	2	26
① 厚生労働大臣決定分	1	4
② 都道府県労働局長決定分	1	22

下記2-1

下記2-2

2. 産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

2-1 新産業別最低賃金

(31.3末現在)

業種	決定件数	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
製 食料品・飲料製造業関係	7	4	168
織 繊維工業関係	5	7	146
木 木材・木製品製造業関係	1	1	10
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙加工品製造業関係	2	1	81
印 印刷・同関連産業関係	2	11	114
塗 塗料製造業関係	4	1	60
ゴ ム 製品製造業関係	1	1	46
窯 窯業・土石製品製造業関係	4	4	97
鉄 鉄鋼業関係	20	32	1,362
非 非鉄金属製造業関係	9	9	431
金 金属製品製造業関係	4	8	115
一 一般機械器具製造業関係	25	234	5,006
精 精密機械器具製造業関係	7	7	213
電 電気機械器具製造業関係	45	220	8,577
輸 輸送用機械器具製造業関係	33	142	8,383
小 計	169	682	24,809
非 新聞・出版業関係	1	0	7
製 各種商品小売業関係	31	16	2,053
造 自動車小売業関係	24	227	1,958
業 自動車整備業関係	1	11	33
道 道路貨物運送業関係	1	3	16
小 計	58	257	4,067
合 計	227	939	28,876

2-2 従来の産業別最低賃金

(31.3末現在)

業種	決定件数	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
木 木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	4	22
道 道路貨物運送業関係	0	0	0
全 全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係	1	1	4
合 計	2	5	26

注：1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

2 適用使用者数及び適用労働者数は、平成28年経済センサス基礎調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。

資料出所：「平成31年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額（平成31年3月末現在）

単位：円（件数）

事 項 別		年 度	3 0 年 度	2 9 年 度	
地 域 別 最 低 賃 金			874 (47)	848 (47)	
		対前年度上昇率 (%)	3.07	3.04	
特 定 最 低 賃 金 （※1、2）	新 製 造 業	食料品・飲料製造業関係	792 (7)	780 (7)	
		繊維工業関係	787 (5)	778 (5)	
		木材・木製品製造業関係	857 (1)	840 (1)	
		パルプ・紙・紙加工品製造業関係	823 (2)	812 (2)	
		印刷・同関連産業関係	785 (2)	782 (2)	
		塗料製造業関係	935 (4)	922 (4)	
		ゴム製品製造業関係	879 (1)	862 (1)	
		窯業・土石製品製造業関係	875 (4)	864 (4)	
		鉄鋼業関係	932 (20)	910 (21)	
		非鉄金属製造業関係	861 (9)	851 (9)	
	業 別 最 低 賃 金	金属製品製造業関係	893 (4)	877 (4)	
		一般機械器具製造業関係	898 (25)	879 (25)	
		精密機械器具製造業関係	882 (7)	869 (7)	
		電気機械器具製造業関係	872 (45)	855 (45)	
		輸送用機械器具製造業関係	914 (33)	895 (33)	
		小 計	893 (169)	875 (170)	
		非 製 造 業	新聞・出版業関係	823 (1)	856 (2)
			各種商品小売業関係	826 (31)	813 (32)
	自動車小売業関係		873 (24)	857 (24)	
	自動車整備業関係		840 (1)	819 (1)	
道路貨物運送業関係	910 (1)		910 (1)		
小 計	849 (58)		835 (60)		
合 計		887 (227)	868 (230)		
		対前年度上昇率 (%)	2.19	1.64	
旧 産 業 別 最 低 賃 金			816 (1)	805 (2)	
総 合 計			887 (228)	868 (232)	

※1 本表の金額は、各都道府県に設定されている特定最低賃金の全国加重平均時間額であり、()内は設定件数である。

※2 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

全国を適用地域とする新産業別最低賃金 （厚生労働大臣決定）	(0)	(0)
全国を適用地域とする旧産業別最低賃金 （厚生労働大臣決定）	(日 額) 5,772	(日 額) 5,772

資料出所：「平成31年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

地域別最低賃金額改定の目安の推移

単位:円(%)

ランク (注1、2) 年度	Aランク		Bランク		Cランク		Dランク		平均 引上げ率
	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	
平成18年度	4	(0.57)	4	(0.60)	3	(0.47)	2	(0.33)	(0.46)
平成19年度	19	(2.69)	14	(2.09)	9 ~ 10	(1.39) ~ (1.54)	6 ~ 7	(0.98) ~ (1.14)	(1.62)
平成20年度	15	(2.07)	11	(1.61)	10	(1.52)	7	(1.13)	(1.48)
平成21年度	最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、答申において示された乖離額の解消に関する考え方により算出される金額 その他の地域については、現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さないことが適当								
平成22年度	原則として下記「1.」の金額 最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. A～Dランクですべて10円 2. 答申において示された、乖離額の解消に関する考え方により算出された金額								
平成23年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク4円、B～Dランク1円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成24年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク5円、B～Dランク4円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成25年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク12円、C・Dランク10円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成26年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク15円、Cランク14円、Dランク13円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成27年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク19円、Bランク18円、C・Dランク16円								
平成28年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク25円、Bランク24円、Cランク22円、Dランク21円								
平成29年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク26円、Bランク25円、Cランク24円、Dランク22円								
平成30年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク27円、Bランク26円、Cランク25円、Dランク23円								
令和元年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク28円、Bランク27円、Cランク26円、Dランク26円								

- (注) 1. 各ランクごとの引上げ額(改定の目安)は、最低賃金(時間額)に対する金額である。
 2. A～Dのランクは、各都道府県の経済実態に基づき区分されたもの。
 3. 平成26年度の最低賃金額の改定の結果、最低賃金が生活保護水準を下回る地域は解消された。

地域別最低賃金額一覧

目安が適用されるランク		29年度最低賃金額		対前年度増減額	30年度最低賃金額		対前年度増減額
		時間額	発効年月日		時間額	発効年月日	
全国加重平均額		848	—	25	874	—	26
A	埼玉	871	29.10.1	26	898	30.10.1	27
	千葉	868	29.10.1	26	895	30.10.1	27
	東京	958	29.10.1	26	985	30.10.1	27
	神奈川	956	29.10.1	26	983	30.10.1	27
	愛知	871	29.10.1	26	898	30.10.1	27
	大阪	909	29.9.30	26	936	30.10.1	27
B	茨城	796	29.10.1	25	822	30.10.1	26
	栃木	800	29.10.1	25	826	30.10.1	26
	富山	795	29.10.1	25	821	30.10.1	26
	山梨	784	29.10.14	25	810	30.10.3	26
	長野	795	29.10.1	25	821	30.10.1	26
	静岡	832	29.10.4	25	858	30.10.3	26
	三重	820	29.10.1	25	846	30.10.1	26
	滋賀	813	29.10.5	25	839	30.10.1	26
	京都	856	29.10.1	25	882	30.10.1	26
	兵庫	844	29.10.1	25	871	30.10.1	27
広島	818	29.10.1	25	844	30.10.1	26	
C	北海道	810	29.10.1	24	835	30.10.1	25
	宮城	772	29.10.1	24	798	30.10.1	26
	群馬	783	29.10.7	24	809	30.10.6	26
	新潟	778	29.10.1	25	803	30.10.1	25
	石川	781	29.10.1	24	806	30.10.1	25
	福井	778	29.10.1	24	803	30.10.1	25
	岐阜	800	29.10.1	24	825	30.10.1	25
	奈良	786	29.10.1	24	811	30.10.4	25
	和歌山	777	29.10.1	24	803	30.10.1	26
	岡山	781	29.10.1	24	807	30.10.3	26
	山口	777	29.10.1	24	802	30.10.1	25
	徳島	740	29.10.5	24	766	30.10.1	26
	香川	766	29.10.1	24	792	30.10.1	26
福岡	789	29.10.1	24	814	30.10.1	25	
D	青森	738	29.10.6	22	762	30.10.4	24
	岩手	738	29.10.1	22	762	30.10.1	24
	秋田	738	29.10.1	22	762	30.10.1	24
	山形	739	29.10.6	22	763	30.10.1	24
	福島	748	29.10.1	22	772	30.10.1	24
	鳥取	738	29.10.6	23	762	30.10.5	24
	島根	740	29.10.1	22	764	30.10.1	24
	愛媛	739	29.10.1	22	764	30.10.1	25
	高知	737	29.10.13	22	762	30.10.5	25
	佐賀	737	29.10.6	22	762	30.10.4	25
	長崎	737	29.10.6	22	762	30.10.6	25
	熊本	737	29.10.1	22	762	30.10.1	25
	大分	737	29.10.1	22	762	30.10.1	25
	宮崎	737	29.10.6	23	762	30.10.5	25
	鹿児島	737	29.10.1	22	761	30.10.1	24
沖縄	737	29.10.1	23	762	30.10.3	25	

資料出所：「平成31年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

給与勧告の実施状況等

年度	人事院勧告			勧告の実施状況 (国会決定)	経済社会事情		
	勧告月日	内容 (ベア率)	実施時期		経済成長率 (GDP)	消費者物価 (年平均)	春闘賃上率
16	8月6日	なし	---	---	-	0.0	1.67
17	8月15日	△ 0.36	給与法公布日の翌月	勧告どおり	-	△ 0.3	1.71
18	8月8日	なし	---	---	-	0.3	1.79
19	8月8日	0.35	4月1日	勧告どおり (指定職は見送り)	-	0.0	1.87
20	8月8日	なし	---	---	△ 4.0	1.4	1.99
21	8月11日	△ 0.22	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 3.4	△ 1.4	1.83
22	8月10日	△ 0.19	給与法公布日の翌月	勧告どおり	1.5	△ 0.7	1.82
23	9月30日	△ 0.23	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 1.1	△ 0.3	1.83
24	8月8日	なし	※	---	0.1	0.0	1.78
25	勧告なし	---	※	---	2.6	0.4	1.80
26	8月7日	0.27	4月1日	勧告どおり	2.2	2.7	2.19
27	8月6日	0.36	4月1日	勧告どおり	2.8	0.8	2.38
28	8月8日	0.17	4月1日	勧告どおり	0.7	△ 0.1	2.14
29	8月8日	0.15	4月1日	勧告どおり	2.0	0.5	2.11
30	8月10日	0.16	4月1日	勧告どおり	0.5	1.0	2.26
R1	8月7日	0.09	4月1日	---	-	-	2.18

(資料出所) 1. 内閣府(経済成長率(GDP)、名目、対前年比)

2. 総務省統計局(消費者物価指数、対前年比)

3. 厚生労働省(「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」、春闘賃上げ率=定昇込み)

※: 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づき、平成24年4月から給与減額支給措置を実施(平成26年3月まで)